

簡易公募型競争見積（単契）のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型競争見積を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札（見積）実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 2月13日

宇治市長 松村 淳子

（担当課：契 約 課）

記

業務名	宇治川周辺におけるトビケラ駆除に係る薬剤散布業務委託		
業務場所	宇治川両岸・宇治橋周辺		
契約期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日 365日間		
業務概要及び条件	トビケラ駆除に係る薬剤散布業務（車両散布・歩行散布）		
予 定 価 格	¥195,800 /回（税込）	最低基準価格	¥137,000 /回（税込）
見積参加者に必要な資格・条件			
参加資格者名簿登録（京都府内本店・支店・営業所）			
見積参加表明書の受付			
提出期限 令和8年2月19日（木） 午後 5時 00分 まで			
提出場所 郵便入札			
添付資料 なし			
見積予定	予定日 令和8年3月11日（水） 午前 11時 00分 まで 場 所 宇治市役所 3階 契約課		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件にかかる契約の締結は、当該案件の予算成立を条件として行うものとします。 本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による見積を実施します。別紙「郵便入札にあたっての注意事項」を熟読してください。 本件は単価契約です。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和8年2月13日（金）午前9時から
令和8年2月26日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

宇治川周辺におけるトビケラ駆除に係る薬剤散布業務委託仕様書

- 1 目的 宇治川兩岸に発生するトビケラ駆除のため、別紙地図の区間内における樹木に対し、車両及び歩行による薬剤散布を行う。
- 2 業務場所 車両散布 府道宇治公園線（延長 950m）
府道向島宇治線（延長 1,100m）
歩行散布 宇治橋周辺（兩岸）

※ 別紙地図参照
- 3 実施日 市の指定日、ただし天候により指定日を変更することがある。
- 4 実施手順 （車両散布）
9：30 亀石楼前到着、右岸作業開始（府道宇治公園線）
10：20 右岸作業終了、左岸へ移動
10：30 左岸作業開始（府道向島宇治線）
11：30 左岸作業終了
（歩行散布）
10：30 京阪宇治駅前ロータリー、宇治橋兩岸広場の樹木へ作業開始
11：30 作業終了
※ 高木への噴霧は噴霧器の届く範囲までとする。（概ね 2.5m 程度）
※ 草むらへの噴霧は歩道等から届く範囲までとする。（中には踏み込まない）
- 5 使用薬剤 スミチオンSV乳剤（100倍希釈）と展着剤（ダイン）（4,000倍希釈）の混合液とする。
- 6 散布量 1,500～2,000リットル（500リットル容器で約3～4杯分）
- 7 支払方法 実施後に受注者の請求に基づき支払うものとする。
- 8 完了報告 実施後に業務完了報告書を市に提出すること。

- 9 その他
- ①実施時には、交通混乱の防止や樹木から垂れてくる薬剤に歩行者がからないようにするため、交通整理員を3名配置すること。
 - ②業務実施に関し発生した一切の事故については、受託者の責任において処理すること。
 - ③道路使用許可申請は、市職員が行う。
 - ④受注者は車載散布用機器2器（概ね2.5m程度の高さまで散布ができるもの）、車両2台、運転手2名、車両より薬剤散布を行う人員2名、歩行散布で使用する噴霧器4台、歩行散布を行う人員4名、薬剤を準備すること。
 - ⑤やむをえない場合を除き、隣接の家屋、工作物等に薬剤がかからないようにする等、作業実施には十分注意すること。
 - ⑥受注者は当日不具合が生じず、スムーズに作業が開始できるよう機器点検等は万全を期すこと。なお、機器不良や事故により当日の履行が不可となった場合は、速やかに市に連絡し、予備日に実施すること。
 - ⑦周辺住民への事前周知及び散布作業時の広報車による放送は市職員が行う。
 - ⑧その他、詳細については市の指示に従うこと

(別紙)

散布箇所

